

長崎県発注の営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について
(公表)

長崎県では、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、「入札時積算数量書活用方式」を平成28年度から試行していましたが、このたび、試行の結果を踏まえ、下記のとおり本実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 入札時積算数量書活用方式とは

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととする方式です。

2. 対象工事（試行工事から対象を拡大しております）

長崎県土木部営繕課及び関係地方機関が競争入札に付する営繕工事（解体工事を除く。）に適用します。

3. 対象工事である旨の明示

本方式の対象工事である旨の明示は、次のとおり行います。

- ・一般競争入札の場合：入札公告及び入札説明書に記載
- ・指名競争入札の場合：入札執行通知書及び入札説明書に記載

4. 適用日

令和4年4月1日以降に起工する工事から適用します。